委 託 契 約 書（案）

地方独立行政法人新小山市民病院（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、業務の委託について次のとおり契約する。

（委託業務）
第１条　甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の処理を乙に委託し、乙は、これを受託する。
（１）外来受付及び診療報酬明細書に関する業務
（２）外来会計入力業務
（３）入退院業務
（４）医事課内部事務業務
（５）自賠責管理業務
（６）未収金管理業務
（７）総括責任者業務
（８）休日受付（年末年始を含む日直業務）及び面会者受付業務

（処理の方法）
第２条　乙は、委託業務に関し、別紙医事業務仕様書（以下「仕様書」という。）により委託業務を処理しなければならない。
２　前項に仕様書に定めのない事項については、甲乙協議して処理するものとする。

（委託期間）
第３条　委託期間は、平成３１年 ４月 １日から平成３４年 ３月 ３１日までとする。
２　契約期間中における業務実施日及び業務実施時間は、仕様書のとおりとする。

（委託料）
第４条　甲は、委託業務に対する委託料として、月額　金＿＿＿＿＿＿＿円（うち消費税及び地方消費税の額　金＿＿＿＿＿＿円）を乙に支払うものとする。
２　甲は、乙から適法な支払請求を受理した日から３０日以内に、前月分の月額委託料を支払うものとする。
３　甲は、その責めに帰すべき理由により前項の委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、年２．９パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（契約保証金）
第５条　契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等）
第６条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第７条　乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（総括責任者等）
第８条　乙は、委託業務の処理について必要な連絡指導にあたる総括責任者及び副総括責任者を定め、遅滞なく、その氏名を甲に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。
２　総括責任者は、副総括責任者及び委託業務に従事する従業員を総括するものとする。
３　乙は、委託業務に従事する従業員には常に清潔かつ端正な服装を着用させるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携行させなければならない。
４　乙は、委託業務に従事する従業員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。

（従業員の配置等）
第９条　乙は、委託業務を速やかに処理できるよう委託業務に従事する従業員の適正な配置を行うものとする。
２　乙は、委託業務に従事する従業員の交替を行うときは、委託業務の処理に支障を生ずることのないよう配慮しなければならない。
３　乙は、従業員間の紛争等による影響を甲及び甲の関係者に与えてはならない。
４　甲は、総括責任者、副総括責任者又は委託業務に従事する従業員が、委託業務の処理上著しく不適当と認めるときは、その理由を付した書面により、乙に対し、その変更を請求することができる。
５　乙は、前項の請求があったときは、その日から１０日以内に必要な措置を講じ、その結果を甲に通知しなければならない。

（施設の使用等）
第１０条　甲は、乙が委託業務を処理するために要する室を指定し、当該室に備える備品を乙に無償で供与するものとする。
２　乙は、指定された室及び供与を受けた備品について善良な管理者の注意をもって管理をしなければならない。
３　乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに指定された室を原状に回復し、明け渡さなくてはならない。
４　乙は、供与を受けた備品が不要となったときは、速やかに、甲に返還しなければならない。

（疑義の確認）
第１１条　乙は、委託業務遂行上疑義を生じた場合には、主観的に判断することなく、関係法令等を十分に勘案の上、甲と協議して、関係機関等へ照会するなど、その取扱について精査を行ったのち業務を行うものとする。

（報告義務等）
第１２条　乙は、１７時００分までに、当日の収納金業務に関し、甲の指定する書式により甲に報告しなければならない。

２　乙は、翌日９時００分までに前日の業務に関し、甲の指定する書式により業務担当者（業務担当者が不在の場合は代理の者）に報告しなければならない。また、当月の業務終了後速やかに、実施した業務に関し甲に指定した書式により甲に報告しなければならない。
３　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、直ちに、甲と協議しなければならない。
（１）仕様書で定める方法以外の方法により委託業務を処理する必要があると認められるとき。
（２）委託業務に付随して処理する必要があると認められる業務が生じたとき。
（３）委託業務の処理につき、重大な事故が生じたとき。
４　乙は、前項各号に掲げる事実の処理が緊急を要するものである場合にあっては、当該処理をした後、遅滞なく、甲にその処理経過、結果等を報告するものとする。

（調査等）
第１３条　甲は、委託業務の処理状況について、随時に調査し、報告を求め、又は当該業務の処理について適正な履行を求めることができる。

（法令等の改正対応）
第１４条　乙は、委託業身に関連する法令等の改正等がある場合は、甲と十分協議の上、乙の責任と負担によりこの改正等に対応するものとする。

（電算処理システムの変更・修正等への対応）
第１５条　乙は、委託業務の処理にあたり、診療報酬の改定等に伴う電算処理システムの変更・修正等がある場合で、入力方法等に変更があるときは、甲が別に契約する電算機業者の説明等に基づき、この変更・修正等に対応するものとする。

（業務処理期限等）
第１６条　乙は、仕様書に定める委託業務について、甲が指定する期限までに処理しなければならない。
２　乙は、その責めに帰することができない理由その他正当な理由により、処理期限までに業務を完了することが出来ないことが明らかになったときは、甲に対して、理由を付した書面の提出を持って、処理期限の延長を求めることができるものとする。この場合、その延長期間は、甲乙協議して定める。
３　前２項による業務延長が甲と別に契約する電算機業者に起因するときは、その業務の賠償について甲と乙及び電算機業者が協議して定める。

（秘密の保持等）
第１７条　乙は、委託業務の処理に関し知り得た個人情報に係る秘密その他の秘密を他に漏らしてはならない。
２　乙は、その使用する者が委託業務の処理に関し知り得た個人情報に係る秘密その他の秘密を他に漏らさないようにしなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（個人情報の保護）

第１８条　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（所有権）
第１９条　この契約を遂行するために作成されたマスター類の所有権は、甲に帰属するものとする。

（事故報告）
第２０条　乙は、委託業務の処理にあたって、事故の発生その他の理由により委託業務の正常な履行に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあると認めるときは、適切な措置を講ずるとともに、直ちにその旨を口頭により甲に報告し、遅滞なくその旨を書面により甲に報告しなければならない。

（契約の解除）
第２１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。
（１）委託業務の処理が著しく不適当であると明らかに認められるとき。
（２）正当な理由なしに甲との協議事項に従わないとき。
（３）その他の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
（４）乙が次のいずれかに該当するとき。
ア　役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時医事業務委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
ウ　役員等が、事故、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
カ　この契約に関連する契約の相手方がアからオまでにいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
キ　乙がアからオまでにいずれかに該当する者をこの契約に関連する契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
２　甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、甲は、この契約を解除しようとする日の３０日前までに、乙に通知しなければならない。
３　前項の規定による解除が月の途中で行われるときは、甲は、当該月における委託

料を乙に支払うものとする。

第２２条の２　甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない

（１）乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条第１項に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第７項又は独占禁止法第５２条第５項の規定により確定したとき。

（２）乙が独占禁止法第５０条第１項に規定する課徴金（以下「課徴金」という。）の納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、かつ、当該納付命令が同条第５項又は独占禁止法第５２条第５項の規定により確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消されたときを含む。）。

（３）乙が、独占禁止法第６６条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第７７条第１項に規定する期間内に提起しなかったとき。

（４）乙が独占禁止法第７７条第１項に規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

（５）排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙以外の者又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われ、且つ、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合（独占禁止法第４９条第７項、第５０条第５項若しくは第５２条第５項の規定により確定した場合（当該確定した納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）若しくは独占禁止法第６６条に規定する審決（同条第３項の規定による原処分の全部を取り消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取り消しの訴えを独占禁止法第７７条第１項に規定する期間内に提起しなかった場合又は同項の規定により審決の取り消しの訴えをした場合において当該訴えを却下し、若しくは棄却する判決が確定したときという。次号において「確定した場合」という。）における当該命令をいう。）において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（６）排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙に対して行われたときは乙に対する命令で確定した場合における当該命令を、これらの命令が乙以外の者又は乙が構成事業者である事業者団体に対して行われたときは各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。）により、乙に独占禁止法に違反する行為があったとされる期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定した場合は、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間（独占禁止法弟７条の２第１項に規定する実行期間を言う。）を除く。）に入札又は地方独立行政法人新小山市民病院契約規程（平成２５年４月１日規程第５１号）第２４条第１項に規定する見積書の徴取が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（当該違反する行為が、この契約に係るものでないことが明らかであるときを除く。）。

（７）乙（乙が法人である場合にあっては、この役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第８９条第１項、第９０条若しくは第９５条（独占禁止法第８９条第１項又は第９０条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は刑

法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条に規定する刑が確定したとき。

第２３条　乙は、必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合においては、乙は、この契約を解除しようとする日の３０日前までに、甲に通知しなければならない。

（損害賠償）

第２４条　第２２条第１項の規定により、この契約が解除されたときは、乙は、委託料の１００分の１０に相当する額の賠償金を甲の指定する日までに支払わなくてはならない。

２　第２２条第１項第１号から第３号までの規定により、この契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保は甲に帰属し、甲は当該契約保証金又は担保をもって前項の賠償金に充当することができる。この場合において、当該契約保証金の額又は担保される額が委託料の１００分の１０に相当する額に不足するときは、乙は、当該不足額を甲の指定する日までに納付し、契約保証金の額又は担保される額が委託料の１００分の１０に相当する額を超過するときは、甲は、当該超過額を返還しなければならない。

３　第２２条第２項又は前条の規定によりこの契約を解除した場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、甲又は乙は、その損害を賠償しなければならない。

４　乙は、その責めに帰すべき理由により委託業務の処理に関し甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

５　前２項に規定により賠償すべき損害額は、甲乙協議して定めるものとする。

６　乙は、委託業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその賠償をするものとする、ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

第２４条の２　乙は、この契約に関して、第２２条の２各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として委託料の額の１０分の２に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第１号から第６号までに掲げる場合において、排除措置命令、納付命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号に規定するものであるとき又は同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

２　甲は、実際に生じた損害の額が前項の委託料の額の１０分の２に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

３　前２項の規定は、契約を履行した後においても適用があるものとする。

（契約の変更）

第２５条　委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更できるものとする。

（事務の引継ぎ）

第２６条　この契約が満了したとき、又は解除された場合は、乙は、業務に支障が生じないよう適切かつ確実に、甲が指示する者に対し事務を引き継がなければならない。

（管轄裁判所）
第２７条　この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

（契約に定めのない事項）
第２８条　この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成　　年　　月　　日

栃木県小山市大字神鳥谷２２５１番地１
甲　地方独立行政法人新小山市民病院
理 事 長　　島 田　和 幸

乙